

所得の低いかたの保険料の均等割額の 軽減措置を拡大します

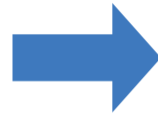
お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、所得の低いかたに対する均等割額、所得割額の軽減があります。
平成28年度から2割または5割軽減の対象となる所得基準額を拡大します。(所得割額については変更ありません)

均等割額の軽減

軽減判定所得基準額（現行）

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (26万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (47万円 × 被保険者の数)



軽減判定所得基準額（改正後）

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (48万円 × 被保険者の数)

◎軽減の基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の 場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	4,040円
	上記以外の場合	8.5割	6,060円
33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数) 以下の場合		5割	20,200円
33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下の場合		2割	32,320円

※均等割の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

所得割額の軽減

軽減の基準	軽減割合
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合:年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割